

令和3年第3回砂川市議会定例会  
予算審査特別委員会

令和3年9月13日（月曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第 8号 砂川市過疎地域持続的発展市町村計画について

議案第 4号 砂川市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

議案第 1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 令和3年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第 3号 令和3年度砂川市介護保険特別会計補正予算

○出席委員（11名）

委員長 小 黒 弘 君  
委 員 多比良 和 伸 君  
武 田 真 君  
飯 澤 明 彦 君  
北 谷 文 夫 君  
辻 勲 君

副委員長 中 道 博 武 君  
委 員 佐々木 政 幸 君  
増 山 裕 司 君  
増 井 浩 一 君  
沢 田 広 志 君

（議 長 水 島 美喜子）

○欠席委員（0名）

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂 川 市 長 善 岡 雅 文  
教 育 長 高 橋 豊  
砂 川 市 監 査 委 員 栗 井 久 司

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副 市 長 湯 浅 克 己  
総 務 部 長 熊 崎 一 弘  
兼 会 計 管 理 者  
総 務 部 審 議 監 安 原 雄 二

総務課長	板垣	喬	博
総務課副審議監	岡	康	裕
市長公室課長	小島	武	史
政策調整課長	井上		守
政策調整課副審議監	玉川	晴	久
庁舎建設推進課長	徳永	敏	宏
市民部長	河原	希	之
市民生活課長	伊藤	修	一
税務課長	江末	孝	之
保健福祉部長	安田		貢
社会福祉課長	三橋	真	樹
兼子ども通園センター所長	堀田	一	茂
介護福祉課長	佐藤	哲	朗
ふれあいセンター所長	中村	一	久
経済部長	東	正	人
経済部審議監	奥山	雅	喜
商工労働観光課長	野田		勉
農政課長	畠山	秀	樹
開発推進課長	近藤	恭	史
建設部長	小林	哲	也
建設部技監	小金	敏	博
土木課長	岩崎	賢	一
土木課副審議監	斉藤	隆	史
建築住宅課長	洪谷	正	人
建築住宅課副審議監	朝日	紀	博
病院事務局長	山田		基
兼附属看護専門学校事務管理者			
病院事務局次長	洪谷	和	彦
兼医師診療支援室副審議監	為	泰	朗
兼附属看護専門学校副審議監	大	文	雄
病院事務局審議監	倉	久	徳
兼経営企画課長			
管理課長			
管理課技術長			
医事課長			

地域医療連携課長  
兼訪問看護ステーション副審議監  
兼がん相談支援センター副審議監

山 川 和 弘

研修管理室副審議監

森 田 康 晴

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者

教 育 次 長

峯 田 和 興

指 導 参 事

小 林 晃 彦

学 務 課 長

是 枝 貴 裕

学 務 課 副 審 議 監

作 田 哲 也

社 会 教 育 課 長

安 武 浩 美

公 民 館 長

谷 口 昭 博

兼 図 書 館 長

ス ポ ー ツ 振 興 課 長

佐 々 木 純 人

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監 査 事 務 局 長

山 形 讓

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長

熊 崎 一 弘

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長

板 垣 喬 博

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農 業 委 員 会 事 務 局 長

中 村 一 久

農 業 委 員 会 事 務 局 次 長

野 田 勉

7. 本委員会の事務に従事する者

事 務 局 長

為 国 修 一

事 務 局 次 長

川 端 幸 人

事 務 局 主 幹

山 崎 敏 彦

事 務 局 係 長

斉 藤 亜 希 子

開会 午後 0時57分

◎開会宣告

○議長 水島美喜子君 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 水島美喜子君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名いたします。

予算審査特別委員長には小黒弘委員、同副委員長には中道博武委員を指名いたします。

休憩 午後 0時58分

〔委員長 小黒 弘君 着席〕

再開 午後 0時59分

◎開議宣告

○委員長 小黒 弘君 それでは、直ちに議事に入ります。

○委員長 小黒 弘君 本委員会に付託されました議案第8号 砂川市過疎地域持続的発展市町村計画について、議案第4号 砂川市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、議案第1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 令和3年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 令和3年度砂川市介護保険特別会計補正予算の5件を一括議題といたします。

お諮りします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款、項ごとに、続いて地方債補正、歳入の審査の順で行い、次に特別会計の歳入歳出を一括審査する方法を進みたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第8号 砂川市過疎地域持続的発展市町村計画についての審査に入ります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号 砂川市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより補正予算に入ります。議案第1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算の歳出から審査に入ります。

16ページ、第2款総務費、第1項総務管理費について質疑ありませんか。

武田真委員。

○武田 真委員 それでは、ふるさと応援寄附金業務委託料について質疑してまいります。

先ほどの提案説明及び総括質疑により考え方は分かりましたので、私からより細かな部分について確認していきたいと思います。プロポーザルを行って契約していくことになると思うのですが、契約期間はいつまでなのかをまず確認します。

○委員長 小黒 弘君 総務課長。

○総務課長 板垣喬博君 このたびの委託に関わる契約期間ですけれども、この後公募型のプロポーザルを実施した後、10月下旬頃をめどに契約を締結する予定になっておりまして、それ以降令和4年3月31日まで、今年度いっぱいまでの契約期間ということで設定をさせていただいております。

○委員長 小黒 弘君 武田委員。

○武田 真委員 そうしますと、契約が終わりましたら、また来年度からは新たな事業者で新たな委託契約を結んでいくということでしょうか。

○委員長 小黒 弘君 総務課長。

○総務課長 板垣喬博君 その点については、まず受託の事業者の業務の履行状況といったものを年度末までに確認をしながら、良好と認められた場合につきましては、1年度ごとの予算の範囲内であるということになりますけれども、随意契約といったことについても当然検討していきたいと考えております。

○委員長 小黒 弘君 武田委員。

○武田 真委員 契約期間は分かりました。

続きまして、業務委託の具体的な詳細の内容について伺いたいと思うのですが、先ほどの質疑の中で企画部分は市がやるという話は聞こえた気がするのですが、いま一度具体的な業務委託契約の内容について伺いたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 総務課長。

○総務課長 板垣喬博君 業務委託の内容についてでありますけれども、大きく4つに分けてということで考えておまして、まず1つ目は寄附金に関する業務ということで、これはふるさと納税に係る寄附情報の管理に関する業務ということをまず1つ考えております。これにつきましては、寄附申込み情報の管理でありましたり寄附受付サイトの随時更新、あるいはサイトの返礼品のリニューアルといたしますか、掲示方法、こういったことを想定しております。

また、2つ目に返礼品に関する業務ということで、これにつきましては返礼品提供事業者への発注及び返礼品配送管理に関する業務、また返礼品の提供事業者への支払い、これは市から支払うこととなりますが、その取りまとめ等についての支払いに関する業務もお任せしたいと考えています。また、新たな返礼品の企画及び返礼提供事業者との調整、こういった部分、それから返礼品に関する寄附者からの問合せ等への対応、こういった業務を想定しております。

また、3つ目としましてふるさと納税の促進に関する業務といたしましてふるさと納税の管理、それからサイトごとの分析、こういった業務についてもお願いをしたいと思っておりますし、サイト等を通じた各種媒体を活用したPRの業務といったところについても民間の専門的な技術を取り入れたいと考えております。

最後、その他ふるさと納税に関する業務ということで、それぞれ独自の事業者の提案、プラスになる事業についても提案を受けていければという、こういった業務を今現在想定をさせていただいております。

○委員長 小黒 弘君 武田委員。

○武田 真委員 そうしますと、今の答弁で新たな商品の企画ということも委託ということになっていたと思うのですが、それはあくまでも委託業者から提案を受けて新たな商品を変えるということであって市から何か提案する、市からのアドバイスといたしますか、アクティビティというか、そういうのはないということなのでしょうか。

○委員長 小黒 弘君 総務課長。

○総務課長 板垣喬博君 市から独自に提案をするというよりは職員としましては、先ほど総括の質疑の中でもやり取りがありましたけれども、業務を委託することによりまして相当数の時間が浮くということがありますので、その時間を活用して新規事業者への開拓であったり、あるいは商品の新たな返礼品という部分については職員が各事業者の元に足を運んで相談、協議をしながら砂川市独自としても返礼品の新たな開拓あるいは新しい返礼品の提供事業者の開拓には努めていくと。それ以外にそういった情報も委託業者に連携を図る中で委託業者としての提案、考え方、そして市として思いつかない新たな発想での返礼品の開発に向けた提案と、こういったものを受けていきたいと考えております。

○委員長 小黒 弘君 武田委員。

○武田 真委員 先ほどの総括質疑で市内業者には該当するところが今のところ見当たらないという話だったのですけれども、ただ1点、少なくとも私は道内の企業であるべきかとは思うのですけれども、その辺の委託契約に当たっての条件として道内企業に限定するとか、あるいは契約に当たって業務するに当たり道内に事務所を置くなり、そういった委託契約の内容についての細かな条件というのはどうなっているのかを確認したいと思います。

○委員長 小黒 弘君 総務課長。

○総務課長 板垣喬博君 市内外を問わずこちらで設定する参加資格要件、あるいは設定させていただく業務委託内容、これをかなえられる事業者について広く公募をしていこうと考えておりますけれども、プロポーザルをしていくに当たりまして少しでも近い場所に事業所を構えていて連携を取りやすいといったことは当然重視していかなければならないと思っておりますので、それが全てではございませんけれども、プロポーザルをしていく、評価をしていく中でそういった項目も評価の点数としては加味していく予定になっておりますので、そういったものを全てトータルで総合的に判断した上で選定する業者についてはしっかりと検討を進めていきたいと思っております。

○委員長 小黒 弘君 武田委員。

○武田 真委員 最後に1点確認したいのですけれども、先ほど委託契約の具体的な内容ということで了解したのですけれども、その中で1つ気になったのは利用者からの苦情とか問合せの対応については委託には入っていなかった気がするのですが、それは市で苦情等は受けるということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長 小黒 弘君 総務課長。

○総務課長 板垣喬博君 先ほどその点について触れておりませんでしたけれども、業者さんへの返礼品に対する苦情、問合せ、そういったものも含めてまずは委託の中の業務として含めております。それは都度市にも報告をいただいた中で市でしっかりと対応しなければならない、フォローしなければならない部分については市としても対応していくと、そのような考え方でありませう。

○委員長 小黒 弘君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 今ほどのやり取りの中でほぼ分かったのですが、1点だけ今のふるさと応援寄附金の業務委託に関する内容の中身の中でイメージがつかないのですけれども、今回予算は2,249万2,000円という形で出ているのですが、一般論でいいのですけれども、これは業者側手数料や経費だとかを抜いて業者側に実際どれぐらい残るとするか、そういうイメージが湧かないので、もし想定しているものがあるのであれば教えてくださいと思います。

○委員長 小黒 弘君 総務課長。

○総務課長 板垣喬博君 業務委託料の内訳に関する部分にも関係してくるかと思いますけれども、業務委託の内訳、考え方について若干ご説明させていただきたいと思います。今回の委託料2,249万2,000円、この内訳の一つといたしまして、まず情報の管理業務については先ほどもご答弁しておりますけれども、寄附申込みの情報管理から広告宣伝業務等、返礼品の企画、そういったものも含めた業務ということで、これにつきましては今回委託しようとしている委託期間の前年度の実績を基に、昨年は12月1日から3月31日まで2億6,400万円ほどの寄附額を受けているということで、この寄附額に7%、それに消費税を掛けた2,300万円ほど、これが情報管理業務ということで積算をさせていただいております。考え方としましてふるさと応援寄附金の謝礼の部分につきましては、2019年から返礼品の送料であったり、あるいは寄附受付サイトの手数料等、こういった募集経費につきましては寄附金の受入額の5割以下にしなければならないといった制度になっておりますので、平成2年度の状況からいけば、砂川市においては41%から42%程度の範囲でこの募集経費といったものが今のところ推移しておりますので、上限の7%を加味しても国で定める50%以下に当てはまるという考え方の中でこういった金額をまず設定させていただいているところであります。こちらについては、それぞれの自治体が当然委託料について積算をするわけですから、様々なのですけれども、全国的に委託をしている、あるいは全道的に委託をしている自治体に確認をいたしますと、全国的には委託料の相場というのは寄附金額の5%から10%の間で大体取り交わしされているということで、砂川市については今ほどの考え方から、まずは7%に設定をさせていただいているということでもあります。

それから、細かい部分になりますけれども、税控除に関わるワンストップ特例制度といったものの業務、この取扱いについては寄附額ではなくて取扱い件数に単価250円、税込みで上限275円になるのですけれども、こちらであとは処理件数に応じた設定をさせていただくという考え方です。また、寄附者に対する受領証明書の発行、お礼状、PR文、それからワンストップ特例の申請、こういった申請書や手引を一緒に送付をさせていただいているのですけれども、こちらについても寄附額掛けるということではなく1件の処理件数ということで、1件100円、消費税を入れて110円を上限に設定をさせていただ



いているという考え方です。最後に返礼品の提供事業者への発注、返礼品の配送管理に関する部分、こちらにつきましても寄附金額掛けるという部分ではなく1件の処理当たりということで、1件当たり100円、税抜き、税込み110円を上限に設定をさせていただいていると、このような考え方であります。委員さんご質問のありましたこれで果たしてどれぐらいの利益が受託する業者にあるのだろうかといった部分につきましては、それぞれの事業者さんの営業努力といったものもございましょうから、どれほどということではありませんけれども、全国的な例を見れば今言った設定で一定程度の利益は受託事業者の中にも得られるのではないかとすることを想定をさせていただいております。

○委員長 小黒 弘君 多比良委員。

○多比良和伸委員 分かりました。それぞれの企業努力もあるでしょうし、なかなかつかみどころのないところかとは思いますが、最後の確認なのですけれども、これはもちろん件数や、それから今年度というか、その寄附額の状況によって金額が上がったり下がったりということが想定される。大幅にもしも上がった場合は追加で補正をかけたかどうか、そういったことだということで確認をさせていただきたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 総務課長。

○総務課長 板垣喬博君 今はあくまでも予算計上上の積算の根拠という考え方を述べさせていただきましたけれども、委員さんおっしゃるとおり、実績に応じて委託料については増減するものでありますので、必要に応じて補正が必要であればそういった対応をしていきたいと考えております。

○委員長 小黒 弘君 多比良委員。

○多比良和伸委員 続きまして、デジタルトランスフォーメーションの推進業務委託料なのですけれども、こちらをもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 総務課長。

○総務課長 板垣喬博君 デジタルトランスフォーメーションの推進業務委託料について、今回業務委託料ということで211万2,000円計上させていただいております。内容についてということでもありますけれども、この積算根拠といたしましては、まず業務の委託期間について10月1日から今年度末の3月31日までを想定させていただいております。それで、事業を必要とする理由といたしましては、国で作成をした自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画といったものが昨年12月に策定されているのですけれども、またそれを進めるための推進手順書、こういったものが今年7月に示されております。自治体デジタルトランスフォーメーションを推進するに当たりまして、国では行政のデジタル化を進めるに当たりまして各自治体に対しまして全庁的に横断的な推進体制をまず整備をしてください、構築してくださいといった部分、それから情報の総括の責任者のマネジメントを補佐するための専門的知識及び経験を有する補佐官等の配置を検討してくださいといったことで通知がされているところであります。各自治体におきましては、こ

ういった重要な役割を持つ補佐官の人材確保といったものが困難な課題だということで、これは全国共通した自治体の課題ということで示されているのですけれども、こういった内部で自前で確保することが難しい自治体につきましては、補佐官等として外部人材を積極的に活用することによって自治体の行政のデジタル化を推進するよというこで通知を受けたところであります。また、その外部人材を活用する場合の経費についても財政措置が講じられるということになりましたので、そちらも活用しながら外部人材の活用を図っていきたくて考えているところであります。

砂川市におきましても、情報政策を総合的かつ計画的に推進するとともにデジタル技術を活用した市民サービスの向上及び適正で効率的な行政運営を図ることを目的としましたデジタルトランスフォーメーションを推進するために、8月に砂川市デジタルトランスフォーメーションの推進本部を設置したところであります。その中で推進本部に高度な専門的知識及び経験を有する者を本部長補佐官として配置することができるものとしておりまして、予算計上、この議会を通りましたら砂川市のデジタル化の推進に向けまして10月から本部長補佐官という役職の下、その業務について委託をしていきたくて考えております。業務内容の部分なのですけれども、本部長補佐官の業務内容につきましては自治体のトランスフォーメーションの中で6つの重点項目といったものが実は示されておりまして、そのうちの2つを重点的に請け負っていただくよというこで考えております。6つの重点取組事項というのは自治体の情報システムの標準化、共通化、これは全国一律の目標になりますけれども、これは令和7年度までの目標達成に向けて重点項目として取り上げられています。また、2点目にマイナンバーカードの普及促進、3点目に自治体の行政手続のオンライン化、4点目に自治体のAI、RPAの利用推進、5点目にテレワークの推進、6点目にセキュリティー対策の徹底といったことが示されております。補佐官等を任用する際にはこういった重点項目のうち項目を絞ってしっかりと対応してもらよよというこで通知を受けておりますので、当市といたしましては自治体情報システムの標準化、共通化に係る支援、助言の部分、それから行政手続のオンライン化に係る支援、助言、こういったものを補佐官の業務として求めていきたくて考えております。

○委員長 小黒 弘君 多比良委員。

○多比良和伸委員 ごめんなさい。6つの重点項目の6個目を聞き逃したのですけれども。

○委員長 小黒 弘君 総務課長。

○総務課長 板垣喬博君 6点目は、セキュリティー対策の徹底ということであります。

○委員長 小黒 弘君 多比良委員。

○多比良和伸委員 大枠としては分かりました。内部の情報の平準化、共有並びに市民サービスのオンライン化の推進ということなのですけれども、若干その具体的な中身というか、コンビニでの住民票の取扱いだったりだとかオンラインで行政の一体何がどこまでできるのか、それをどうしようしているのかみたいなどころがもしあれば教えていただきたい

いと思います。

○委員長 小黒 弘君 総務課長。

○総務課長 板垣喬博君 まず、補佐官業務にお願いしようと思っている自治体の情報システムの標準化、共通化の部分でいきますと、こちらにつきましては地方公共団体が住民基本台帳でありましたり税務等の分野における基本的な事務を処理するための情報システム、基幹系の情報システムなのですけれども、こちらは事務の処理の大半が法令で定められているのですけれども、地方公共団体がそれぞれのまちの利便性等の観点から、個別に機能のカスタマイズ等を行っております。その結果維持管理や制度改正時の改修等において個別対応を余儀なくされて、とても財政的な負担が大きくなっているという点がございまして、また、情報システムの差異の調整も負担となっております、クラウドによる共同利用が円滑に進まないといった課題もあります。そういった課題を解決するために地方公共団体の情報システムを全国一律に標準化、共通化を推進することが必要ということで、目標時期が令和7年度に定められておりまして、こちらの対応、検討を踏まえまして、それぞれの自治体においては国の策定する標準仕様に準拠したシステムに移行しなければならないということになっておりまして、現在のところ主要17業務についてそのシステムの標準化、共通化が言われております。若干例を申し上げますと児童手当の部分であったり住民基本台帳の部分、選挙人名簿の管理、固定資産税や個人住民税、法人住民税といったように法令に定められている事務がほとんどなのですけれども、こういった標準化の部分については専門的なネットワークも含めた知識を持っている補佐官に助言をいただきながら遅れることなく進めていきたいというのがまず1つです。

それから、自治体の行政手続のオンライン化、こちらについても重点項目として補佐官をお願いをしていこうと考えておりますけれども、こちらにつきましては令和4年度末を目指して、国では主に住民の方がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続、31手続なのですけれども、こちらについてマイナポータルといった政府が運営するインターネット上のサイトなのですけれども、こちらからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にするといったことを目標にしております。内容的には子育ての15手続、介護の11手続、被災者支援、被災証明書1手続、そして自動車の保有4手続、この計31手続が示されております。現在砂川市においてはこのうち15手続、子育て分野についてはマイナポータルを活用した申請ができるようになっておりますけれども、来年度中にしっかりと国で目標としている31の手続についても整備をしていきたいと、このような考え方でございます。

○委員長 小黒 弘君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、第3項戸籍住民基本台帳費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、18ページに参ります。第4款衛生費、第2項清掃費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、20ページです。第6款農林費、第1項農業費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、22ページ、第8款土木費、第2項道路橋梁費について質疑ありませんか。  
辻勲委員。

○辻 勲委員 流雪溝の維持管理のところで流雪溝表示装置修繕工事費ということなのですが、分からないので、詳しく説明いただきたいと思います。北斗さんにある操作盤とか、これから冬になるときそこから始まると思うのですが、分からないので、お聞きしたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 土木課長。

○土木課長 金泉敏博君 流雪溝の表示板ですが、これにつきましては国道12号の北と南に、北でいけばお菓子のほんださんのところと、それと南側でいけば北光モータースさんの辺りに国道12号沿いに大きな表示板がございまして、流雪溝を投雪する際に車の通行者の方に分かるように流雪溝、今投雪中だとか、大雪だとか、運転中だとか、そういうものを表示する大型表示板がございまして、その表示板が昨年の段階で表示に不具合が生じまして、全てが真っ暗になるわけではないのですが、部分的に表示が出てこなくなったりとかということが生じたものですから、今回補正予算で上げさせていただき修繕をさせていただきたいということでございます。

○委員長 小黒 弘君 辻委員。

○辻 勲委員 金額が、素人から見たら130万円ですか、ということなのですが、これだけかかるということなのですか。もう少し詳しく教えていただきたいのですが、それとほんださんとまち側のほうはどこと言いましたか。聞き取れなかったので、お願いします。

○委員長 小黒 弘君 土木課長。

○土木課長 金泉敏博君 場所についても一度言いますと、1か所目は北側ではほんだ菓子店の前、南側でいけば南15丁目というところで北光モータースさんだとか北星ハイヤーさんがある場所にそれぞれ上り、下りという形で表示させていただいております。

今回表示の関係でのお金なのですが、これについては表示する際の分電盤で漏電等が発生しながら、作ったのも平成12年ということもありまして、その辺で基盤等の交換等という形でさせていただく考えです。

○委員長 小黒 弘君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、第3項、河川費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、24ページです。第10款教育費、第5項保健体育費について質疑ありませんか。

沢田広志委員。

○沢田広志委員 備品購入費で6万9,000円が計上されております。先ほど総括質疑で大枠の部分については経緯も含めて分かりました。先ほどの提案説明では主にボッチャとシッティングバレーの床材で、それを使用するに当たっての備品、ネットとか、ボッチャの場合はたしかボールのセットを購入するということですが、そこで先ほど総括で次長からの答弁の中にありましたように、基本的に総合体育館の管理費用ということで総合体育館の中で利用しようということなのですから、総合体育館はメインアリーナとサブアリーナがあってメインアリーナは基本的にA、B、Cがあり、大概平日利用している部分、例えば卓球とバドミントン、ミニバレーボールとテニポンとか、そういった部分ではほぼ毎月しっかりと割当てというのか、使われているわけですが、そう考えたときに、このシッティングバレーとボッチャの床材ですが、恐らくコートの方の広さとかを見ると結構な大きさがあるかと思うのですけれども、果たしてでは総合体育館の中で、どこの場所をそういったことで使えるのか。というのは、もし使うとなれば専用使用で使っていないとできないのかと私は思うのですけれども、この辺りまずこれを実施しようとする場合主にどの辺りを使っていこうとするのか、その考えを聞かせていただけないでしょうか。

○委員長 小黒 弘君 スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 佐々木純人君 使用の場所でございますけれども、通常時サークル等の割り振りが無いサブアリーナを利用していこうと思っております。床材も含めてかなり広い面積を必要とするのですけれども、シッティングバレーにおいてちょうどサブアリーナがコート内の外も含めまして大体間に合う面積になっておりますので、サブアリーナを利用していきたいと思っております。

○委員長 小黒 弘君 沢田委員。

○沢田広志委員 主にサブアリーナ。サブアリーナを見ますと、たしかバドミントンが2面取れるのです。そのぐらいの大きさ。それ以上に少しはあるのでしょうかけれども、あそこはバドミントンですが、ミニバレーボールも使っているのですけれども、あの中にすっぽり入るということで、基本的にはそこを主に使っていこうということによろしいですね。

○委員長 小黒 弘君 スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 佐々木純人君 そのとおりでございます。

○委員長 小黒 弘君 沢田委員。

○沢田広志委員 主に使われる場所ということは分かりました。

それで、今回6万9,000円の、先ほどお話をしたようにネットとかボッチャのボールとかということですが、特にボッチャの場合、先ほどの答弁の中には競技とかレクリエーションといったことも含めてというお話がありました。そうすると、例えば競技をするとするとボッチャ協会というのがありまして、その公認の備品というか、器具、ボールだとかでない、例えば競技しましょうといったときは少しくエスチョンなのかと思うのですが、この辺はまず協会公認の備品として受け止めていいのか聞かせていただけないでしょうか。

○委員長 小黒 弘君 スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 佐々木純人君 今回購入するボッチャのセットでございますけれども、革製のボール、堅さミディアムということで、一般の競技にも使える、そしてレクリエーションでも活用できますという幅広いボッチャゲーム用のセットを選んでおります。

○委員長 小黒 弘君 沢田委員。

○沢田広志委員 公認を受けている、そういう競技用のものを使うということで受け止めていただきたいと思います。

それで、ワンセット購入ということで、たしかボッチャの場合は白いボールが1個とカラーボールが2種類で3個ずつ、合わせて6個だったかな。違ったかな。基本的には6個のはずなので、そうすると私がテレビで観戦させていただいたときは個人戦だったのです。個人戦ということは2人で。団体戦というのがあって、私はこれを見なかったのですが、どうい状況なのかイメージは湧かないのですけれども、たしか3人、3人で6人で対戦するのが団体戦ということなのだと思いますけれども、今回購入するボッチャの備品の関係は、個人戦もできるけれども、団体戦といった部分を含めてそれは可能だと受け止めていいのでしょうか。その考えを聞かせていただけないでしょうか。

○委員長 小黒 弘君 スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 佐々木純人君 ボッチャセットは、白色のジャックボールが1球と赤、青色の球がそれぞれ6球ずつ、13球で1セットとなっております。団体戦は、委員さんおっしゃるとおり、3人、3人、6人で競技を行いまして、1人持ち球が2球ずつですので、ワンセットで団体戦も競技を行うことができるということになります。

○委員長 小黒 弘君 沢田委員。

○沢田広志委員 ありがとうございます。私はどうしても6球というイメージがあって、6球、6球で12個、プラス白いボールが1個ということで分かりました。個人戦も団体戦も今回購入するセットでは競技ができるということのお話かと思っておりますので、分かりました。今回は、先ほどお話をしたように、オリンピックのレガシーの部分もございますし、これからボッチャにしてもシッティングバレーについてもスタートなのだと思いますので、この辺は備品も購入されますので、多くの皆さんに利用してもらおうことができるようにしっかりと努力していただきたいと思いますということをお話をして終わりたいと思います。

終わります。

○委員長 小黒 弘君 次に、26ページ、第12款諸支出金、第1項過年度過誤納還付金について質疑はありませんか。

武田真委員。

○武田 真委員 それでは、1点確認したいのですけれども、特に過年度過誤納還付金で金額の大きかった知的・身体・精神・児童自立支援給付費と生活保護費国庫負担金返還金の具体的な内容について伺いたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 まず、知的・身体・精神・児童自立支援給付費の国庫負担金返還金についてご説明を申し上げます。

自立支援給付金は、障害者総合支援法に基づく事業の一つでございまして、障がいをお持ちの方が地域で生活されるために提供されるサービスでございます。このうち地域や入所施設において常時介護の支援が必要な方に提供される生活介護、また施設に入所する方に夜間、休日、入浴ですとか排せつ、食事の介護等、これらを提供する施設入所支援、これらに係る給付額が見込額よりも減少いたしまして返還金が生じたものでございます。

次に、生活保護費国庫負担金でございますけれども、一番大きなものは生活保護のうち医療扶助でございます。医療扶助は、月当たり大体2,000万円から2,100万円ぐらいで推移しておりますけれども、令和2年4月から11月の実績を見たときに月当たり2,500万円ほどの執行状況であったということで決算見込時に5,000万円ほど増額をいたしました。その後12月以降平年以下の額になってしまったということがございまして、過大な返還金が生じたという内容でございます。

○委員長 小黒 弘君 武田委員。

○武田 真委員 生活保護費のほうは分かりました。

問題は知的、身体、精神の給付金の関係なのですけれども、介助の関係、介護の関係が少なくなったということなののですけれども、これは利用件数が減ったというか、あるいはサービスを提供する人が少なくてこうなったのか、その辺の理由について分かることがあれば伺いたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 大きな要因は人数の減でございます。1人当たりにかかる単価が高い事業でございます。ですので、年度途中で新規のご利用がある場合を想定してある程度予算に余裕を持っております。そうした状況の中で対象人数が減ってしまいますと、残額も過大になるという仕組みになってございまして、このような残額が生じ、返還金が生じたということでございます。人数の減でございます。

○委員長 小黒 弘君 他にご発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、4ページ、第2表、地方債補正について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、歳入に入ります。8ページから14ページまで、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 令和3年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算の審査に入ります。

歳入歳出一括して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 令和3年度砂川市介護保険特別会計補正予算の審査に入ります。

歳入歳出一括して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。



◎散会宣告

○委員長 黒 弘君 以上で本委員会に付託されました議案第8号、第4号、第1号から第3号までの各議案の審査を全て終了いたしました。

これで予算審査特別委員会を散会します。

散会 午後 1時43分

委 員 長